

第6章 主要事業の目標事業量

1. 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

⇒ 滝川市においては、「市全域」を教育・保育提供区域として設定することとします。



2. 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」に関し、ニーズ調査の結果をもとに、滝川市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえ、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び確保方策」を設定しました。

①年齢の設定

年齢は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	幼稚園（認定こども園）	3～5歳
2号認定教育	幼稚園 ※保育を必要とする事由に該当し、教育を希望	3～5歳
2号認定その他	保育所（認定こども園）※保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	3～5歳
3号認定	保育所（認定こども園・地域型保育事業）	0～2歳

②量の見込みと確保方策

【令和2年度】

	量の見込み				確保方策										
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設				確認を 受けない 幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主 導型地 域特	認可外 保育施 設
		教育ニズ	その他			1号認定	2・3号	1号認定	2・3号						
3～5歳	248	444	191	253	692	411	178	233	70	191	191	0	0	20	
1～2歳	/	190	/	190	190	180	/	180	/	/	/	/	0	10	
0歳	/	67	/	67	67	62	/	62	/	/	/	/	0	5	
	248	701	191	510	949	653	178	475	70	191	191	0	0	35	

【令和3年度】

	量の見込み				確保方策										
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設				確認を 受けない 幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主 導型地 域特	認可外 保育施 設
		教育ニズ	その他			1号認定	2・3号	1号認定	2・3号						
3～5歳	248	444	191	253	692	481	248	233	0	191	191	0	0	20	
1～2歳	/	182	/	182	182	172	/	172	/	/	/	/	0	10	
0歳	/	65	/	65	65	60	/	60	/	/	/	/	0	5	
	248	691	191	500	939	713	248	465	0	191	191	0	0	35	

【令和4年度】

	量の見込み				確保方策										
	1号認定	2号・3号認定				特定教育・保育施設				確認を 受けない 幼稚園	幼稚園及び預かり保育			企業主 導型地 域特	認可外 保育施 設
		教育ニズ	その他			1号認定	2・3号	1号認定	2・3号						
3～5歳	236	425	184	241	661	457	236	221	0	184	184	0	0	20	
1～2歳	/	184	/	184	184	174	/	174	/	/	/	/	0	10	
0歳	/	63	/	63	63	58	/	58	/	/	/	/	0	5	
	236	672	184	488	908	689	236	453	0	184	184	0	0	35	

【令和5年度】

	量の見込み				確保方策									
	1号認定	2号・3号認定		その他	特定教育・保育施設				確認を受けない幼稚園	幼稚園及び預かり保育		企業主導型地域枠	認可外保育施設	
		教育ニーズ	教育ニーズ		1号認定	2・3号	1号認定	2・3号						
3～5歳	231	413	178	235	644	446	231	215	0	178	178	0	0	20
1～2歳	/	179	/	179	179	169	/	169	/	/	/	/	0	10
0歳	/	62	/	62	62	57	/	57	/	/	/	/	0	5
	231	654	178	476	885	672	231	441	0	178	178	0	0	35

【令和6年度】

	量の見込み				確保方策									
	1号認定	2号認定		その他	特定教育・保育施設				確認を受けない幼稚園	幼稚園及び預かり保育		企業主導型地域枠	認可外保育施設	
		教育ニーズ	教育ニーズ		1号認定	2・3号	1号認定	2・3号						
3～5歳	221	397	171	226	618	427	221	206	0	171	171	0	0	20
1～2歳	/	173	/	173	173	163	/	163	/	/	/	/	0	10
0歳	/	59	/	59	59	54	/	54	/	/	/	/	0	5
	221	629	171	458	850	644	221	423	0	171	171	0	0	35

※令和元年12月に、新十津川幼稚園が令和2年度からの新制度移行を決定しましたので、令和2年度の確保方策において「確認を受けない幼稚園」として計上しているのは、滝川白樺幼稚園のみです。

※令和3年度以降の確保方策において、滝川白樺幼稚園も新制度へ移行する見込みとして計上しています。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

前計画策定時点では、認定こども園を含む、新たな施設の設置は検討されていませんでしたが、量の見込みと確保方策の関係性において、施設の老朽化が著しかった二の坂保育所の扱いが課題となりました。最終的に、公立施設を新たに設置するよりも、民間が新たに保育所を設置する際の補助メニューが充実していることもあり、すでに保育所運営に十分な実績を持つ社会福祉法人滝川市社会福祉事業団に運営を打診、市議会でもご賛同いただくことにより、新たな施設の設置が決まり、令和2年4月1日から、(新)二の坂保育所として運営される見込みとなりました。

量の見込みにおいては、保育ニーズの増加に伴い、いずれの認定区分においても、ギリギリの状況が見込まれますが、施設の状態(老朽化・耐震性)や地域性、スムーズな就学移行を考慮しながら、適切な提供量の確保及び利用調整に努めます。

また、児童数の急変等により、提供量が不足する見込みとなった場合には、地域型保育事業の活用等を検討する等、必要量の確保に努めます。

なお、市内私立幼稚園については、本計画策定段階において、滝川幼稚園は令和2年度に特定教育施設(新制度により運営する幼稚園)への移行を予定しており、滝川白樺幼稚園についても、令和3年度から新制度により運営する幼稚園への移行を見込んでいます。

(3) 教育・保育の推進に関する体制の確保

前計画策定時点では、市内の保育所に関する窓口は子育て応援課が担当し、幼稚園利用に関する窓口は学校教育課が担当していたことから、相互の連携を図りながら利用者の対応、情報提供に努めてきましたが、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されたため、事務効率化の観点から、新制度に移行していない幼稚園を含め、認定手続き、申請手続きに係る担当窓口は、子育て応援課が担当することとします(予定)。

なお、幼稚園における教育内容等については、引き続き教育委員会の担当となることから、十分に連携しながら対応することとします。

(4) 教育・保育の質の向上

幼児期における教育、保育から小学校教育への円滑な接続を図るため、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「幼保小連携」の強化が緊要な課題となっています。

そのため、幼稚園・保育所と小学校の教職員並びに関係職員が幼児・児童の発達段階を踏まえた教育内容や指導方法の違いと共通点について理解を深めることで、幼児期の教育の成果が小学校へつながるようにすることが大切です。

このことから、異校種間の授業参観や協議を通して、幼稚園・保育所と小学校の各段階で取り組むべき課題を明らかにし、相互の教育実践のより一層の充実を図ることを目的として「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」を引き続き開催することとします。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園や保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を実施します。

とくに、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(単位：箇所)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保量	4	4	4	4	4

◆実施方針◆

保健センターにおいて、子育て支援コーディネーター（保育士）を核として、子育て応援課と健康づくり課が協力し、子育て世代包括支援センター事業・利用者支援事業の【基本型】として実施中です。

(①花月地域子育て支援センター、②一の坂地域子育て支援センター、③子育て応援課、④子育て世代包括支援センター事業 ⇒ 市町村子ども家庭総合支援拠点へ)

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	387	371	370	360	346
確保量（箇所数）	2	2	2	2	2

◆実施方針◆

現在、市内2カ所（花月地域子育て支援センター、一の坂地域子育て支援センター）で開設しており、現状の体制を基本にしつつも、利用者数が減少傾向にあることから、効率的な運営に向け検討することとします。

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量（人数）	234	228	219	213	206
見込量（回数）	3,276	3,192	3,066	2,982	2,884
確保量（人日）	3,920	3,640	3,640	3,640	3,640

◆実施方針◆

妊娠中の健康管理とすこやかな赤ちゃんの出産のために、原則、一人14回分の妊婦健康診査の費用を助成します。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(単位：人)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	234	228	219	213	206
確保量	250	250	250	250	250

◆実施方針◆

現在実施している保健師、子育て支援センター職員及び支援員による訪問を継続するほか、支援員等に対する研修の実施につき検討します。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(単位：人)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	24	23	22	22	21
確保量	25	25	25	25	25

◆実施方針◆

現在実施している保健師による対応を継続して実施します。また、複数回の訪問となるケースがあるため、訪問回数は見込量を超えることとなります。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0

◆実施方針◆

現状においては、対象となる施設、ニーズがないものと判断し、民間に委ねることとします。

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	600	600	600	600	600
確保量	600	600	600	600	600

◆実施方針◆

現在実施している1か所で実施します。引き続き、援助活動の担い手となる提供会員に関し、人材確保と研修を通じた質の向上を図ります。

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(保育所)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	4,335	4,248	4,142	4,023	3,876
確保量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

(幼稚園)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量(1号認定)	355	355	599	583	560
〃(2号認定)	47,888	47,994	46,005	44,487	42,759
確保量(延べ人数)	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500

◆実施方針◆

2か所の保育所と各幼稚園で実施することとなりますが、ニーズ調査による見込み量は確保できる見込みとなっていません。利用の状況を注視しながら、対応を検討することとします。

9 時間外(延長)保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	184	181	177	172	165
確保量	400	400	400	400	400

◆実施方針◆

利用者の意向に基づき、現在実施している保育所において引き続き実施することとします。

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

(単位：人日)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	265	262	254	247	237
確保量	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180

◆実施方針◆

現在滝川中央保育所において実施している、病後児保育事業を引き続き実施します。また、引き続き新十津川保育所を利用対象者に加えるとともに、利用者拡大に向け課題整理を行います。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

（単位：人）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	343	326	313	299	295
確保量	300	300	300	300	300

◆実施方針◆

放課後児童クラブ事業については、現定員を超える利用希望が見込まれており、また、特定のクラブでは、定員の倍ほどの利用希望が集まります。市では、基本的に現状の6か所の体制を確保しながら、利用希望を満たせるよう努めるとともに、利用施設の割り振り等について検討します。

また、現在4か所で運営している放課後子ども教室については、各施設の利用状況を踏まえながら、施設の集約について検討します。

なお、放課後児童クラブ事業において、各児童クラブにおける一つの支援の単位の定員については、国が示す40名に近づけるよう努めるとともに、「放課後子ども総合プラン」で示された一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を設置するとともに、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努め、小学校の空き教室の利用など学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行うこととします。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

◆実施方針◆

新制度へ移行していない幼稚園児のうち、低所得世帯及び第3子に係る副食費について、本事業を利用し、助成を行うこととします。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆実施方針◆

国、近隣地域の動向を見ながら、必要に応じて実施に向けて検討することとします。

4. 子どもの人口の見込み

(単位:人)

		実数 H31.4.1	推計値				
			R2	R3	R4	R5	R6
就 学 前 児 童	0歳	221	234	228	219	213	206
	1歳	257	221	234	228	219	213
	2歳	249	252	217	229	224	215
	3歳	246	245	247	213	225	220
	4歳	241	241	240	242	209	220
	5歳	276	241	241	240	242	209
	小計	1,490	1,434	1,407	1,371	1,332	1,283
小 学 生	6歳	267	276	241	241	239	242
	7歳	303	266	275	241	240	239
	8歳	298	299	263	271	238	237
	9歳	296	299	300	264	272	238
	10歳	285	292	294	295	260	268
	11歳	305	285	292	295	296	260
	小計	1,754	1,717	1,665	1,607	1,545	1,484
合計		3,244	3,151	3,072	2,978	2,877	2,767

